

募集要項等の修正 新旧対照表

平成30年9月5日

No	文書名	該当箇所						項目等	修正前	修正後	備考
		頁	項目								
1	募集要項	13	4					事業者募集等のスケジュール	—	平成30年(2018年)9月18日 募集要項等に関する質問締切(第3回) 平成30年(2018年)9月下旬 募集要項等に関する質問への回答(第3回)	質問回答日程追加
2	募集要項	15	5	(2)	3)			募集要項等に関する質問及び意見・回答	—	③ 第3回 受付期間:平成30年(2018年)9月10日(月)～9月18日(火) 受付方法:募集要項等に関する質問書(別途公表する様式を使用)に記入の上、担当窓口原則として電子メールにより提出すること。 回答:9月下旬までに本市ホームページにおいて公表する。なお、参加資格に関わる質問については先行回答する。	質問回答日程追加
3	要求水準書	43	第2章	14				稼働準備業務	施設が供用開始後支障なく稼働するように、施設の引き渡しから供用開始までの維持管理、職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。	施設が供用開始後支障なく稼働するように、新斎場施設の引き渡しから供用開始までの維持管理、職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。	質問回答No13への対応
4	要求水準書	44	第3章	1	(2)			業務期間	本施設の引き渡し後から事業期間終了までの間とする	施設供用開始から事業期間終了までの間とする	質問回答No14への対応
5	事業契約約款(案)							全般	稼働	稼働	「稼働」と「稼動」が混在しているため統一
6	事業契約約款(案)	2	第8条					解体撤去期間	新斎場引渡日～解体撤去工事完了日	平成●年●月●日～解体撤去工事完了日	質問回答No20への対応
7	事業契約約款(案)	12	第41条	3				稼働準備業務	第41条 事業者は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で稼働準備業務を行わなければならない。 2 稼働準備業務に必要な資材、消耗品等、及び光熱水費については、事業者の費用負担において事業者が調達して消費するものとする。ただし、新斎場施設引渡し後の光熱水費は、市の負担とする。	第41条 事業者は、契約関係書類に基づき、供用開始予定日までに、自己の費用及び責任で稼働準備業務を完了し、かつ、市に対しその旨を報告しなければならない。 2 稼働準備業務に必要な資材、消耗品等、及び光熱水費については、事業者の費用負担において事業者が調達して消費するものとする。ただし、新斎場施設引渡し後の光熱水費は、市の負担とする。 3 事業者は、新斎場施設引渡日以前であっても、新斎場施設を使用せずに行うことができる稼働準備業務を行うことができる。	質問回答No13、21への対応
8	事業契約約款(案)	14	第45条					維持管理及び運営体制の整備	第45条 事業者は、新斎場施設の供用開始予定日までに本施設の維持管理業務及び運営業務の実施のために必要な一切の準備(以下「開業準備」という。)を完了し、かつ、市に対しその旨を報告しなければならない。 2 市は、前項の規定による報告を受けたときは、事業者の業務実施体制を確認し、事業者は、その確認に協力するものとする。市は、当該確認の結果、事業者により維持管理及び運営業務仕様書並びに維持管理及び運営業務計画書に従った業務実施体制が整備されていない場合、事業者に対しその是正を求めることができるものとする。 3 開業準備に伴う資機材及び消耗品費、及び光熱水費は、契約関係書類に別段の定めがない限り、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。	第45条 市は、供用開始予定日の前日までに、事業者の業務実施体制を確認し、事業者は、その確認に協力するものとする。市は、当該確認の結果、事業者により維持管理及び運営業務仕様書並びに維持管理及び運営業務計画書に従った業務実施体制が整備されていない場合、事業者に対しその是正を求めることができるものとする。 (第1項、第3項は削除)	質問回答No22への対応

No	文書名	該当箇所						項目等	修正前	修正後	備考
		頁	項目								
9	事業契約約款(案)別紙1	27	(4)					開業準備	「開業準備」とは、第45条第1項に定める意味を有する。	(削除)	質問回答No22への対応
10	事業契約約款(案)別紙1	27	(13)					供用開始予定日	「供用開始予定日」とは第8条に定める意味を有する。	「供用開始予定日」とは、新斎場施設の供用の開始を予定する日であつて、第8条に定める日をいう。	趣旨明確化
11	事業契約約款(案)別紙1	27	(5)～(45)						(5)～(45)	(4)～(44) (番号繰り上げ)	(4)削除に伴う番号繰り上げ
12	事業契約約款(案)別紙1	27	(1)～(45)						—	(数字の全角、半角及びインデントの修正)	誤記修正
13	事業契約約款(案)別紙5	36	表					サービス対価の構成 光熱水費相当額	「維持管理業務」及び「運営業務」(物品販売業務及び自主事業を除く)に要した電気、上下水道、ガス、灯油の使用料に相当する額	新斎場施設所有権移転後の新斎場施設での「稼働準備業務」、「維持管理業務」及び「運営業務」(物品販売業務及び自主事業を除く)に要した電気、上下水道、ガス、灯油の使用料に相当する額	質問回答No1への対応
14	事業契約約款(案)別紙5	37	3	(7)				光熱水費相当額	事業者が維持管理業務及び運営業務(物品販売業務及び自主事業を除く)に要した電気、上下水道、ガス、灯油の使用量に応じて、電気会社等供給者からの請求に基づき事業者が一旦支払った額(実費)とする。	新斎場施設の所有権移転(引渡し)後の新斎場施設での稼働準備業務、事業者が維持管理業務及び運営業務(物品販売業務及び自主事業を除く)に要した電気、上下水道、ガス、灯油の使用量に応じて、電気会社等供給者からの請求に基づき事業者が一旦支払った額(実費)とする。	質問回答No1への対応
15	事業契約約款(案)別紙5	38	4	(6)				光熱水費相当額	—	(6)光熱水費相当額 市は、事業契約の規定に従い、維持管理・運営期間にわたって、事業者に対して光熱水費相当額を支払う。 光熱水費相当額の支払回数は、平成33年度(2021年度)第2四半期分を第1回とし、以降四半期(3か月)ごとに年4回、平成52年度(2040年度)第4四半期を最終回とした計79回とする。	質問回答No1への対応
16	事業契約約款(案)別紙5	39	5	(6)				光熱水費相当額	事業者は、使用料報告書について市の確認を受けた後、速やかに市へ各期間にかかる請求書を提出することとする。	また、平成33年第2四半期分を第1回とし、各四半期の終了日から5日以内に、光熱水費報告書を提出する。事業者は、本市の確認を受けた後、速やかに本市へ各期間にかかる請求書を提出することとする。	質問回答No1への対応 趣旨明確化
17	提案審査 様式集及び作成要領	8	2	(2)				ファイル形式の指定	様式⑤及び、様式0-1～6までの全てのデータ(副本のデータ)を、CD-R(データが大きい場合は、DVDも可)に入れて1部提出すること。ファイル形式の指定がWord、PowerPoint又は任意となっているものは、PDF形式での保存、提出も可とする(ただし、文字検索ができる形式とすること)。ファイル形式の指定がExcelとなっているものは、必ずMicrosoft Excel形式(計算式やリンクを残した形)で提出すること。	様式⑤及び、様式0-1～6までの全てのデータ(副本のデータ)を、CD-R(データが大きい場合は、DVDも可)に入れて1部提出すること。ファイル形式の指定がWord、PowerPoint又は任意となっているものは、任意形式で作成の上、PDF形式での保存、提出することも可とする(ただし、文字検索ができる形式とすること)。ファイル形式の指定がExcelとなっているものは、必ずMicrosoft Excel形式(計算式やリンクを残した形)で提出すること。	質問回答No25、26への対応

No	文書名	該当箇所						項目等	修正前	修正後	備考
		頁	項目								
18	提案審査様式集(Excel) 様式1-2-1-10							光熱費相当額支払計 画表	2. 水道料金 3. ~ 5.	2. 上水道料金 3. 下水道料金 (記入欄を上水道と下水道に分割) 4. ~ 6. (番号繰り下げ)	趣旨明確化
19	提案審査様式集(Word) 様式1-2-1-10							光熱費相当額支払計 画表	2. 水道料金 3. ~ 5.	2. 上水道料金 3. 下水道料金 (記入欄を上水道と下水道に分割) 4. ~ 6. (番号繰り下げ)	趣旨明確化
20	提案審査様式集(Excel) 様式1-2-1-10							光熱費相当額支払計 画表	—	・灯油以外の燃料を提案する場合は、適宜行を追加・変更して記載すること。	趣旨明確化
21	提案審査様式集(Word) 様式1-2-1-10							光熱費相当額支払計 画表	—	・灯油以外の燃料を提案する場合は、適宜行を追加・変更して記載すること。	趣旨明確化